一時金支給に関する所得区分の判定について

当基金からお支払する脱退一時金または選択一時金の所得区分について、
退職に起因する一時金は退職所得であり、そうでないものは一時所得となります。
具体的には以下をご参照ください。

■「退職所得」となる場合

所得区分	ケース	具体例
退職所得	退職に起因する場合	・中途退職時に支払われる一時金 ・定年退職時に支払われる一時金 ・定年再雇用（嘱託）後の退職時に支払われる一時金
	退職に準じた事実に起因する場合	定年再雇用時に支払われる一時金
	退職日以降、60歳受給開始前に将来の年金に代える一時金を受給する場合	年金待期中に支払われる一時金（※1）
	退職日以降、年金受給開始後に年金の総額に代える一時金を受給する場合	年金受給中に支払われる一時金（全部選択）

※1　資格喪失事由が基金脱退の場合は一時所得扱いとなります。

（注）喪失日以前に出国された場合は「非居住者」となり、国内勤務期間に対して20.42%の所得税が源泉徴収票されます。

■「一時所得」となる場合

所得区分	ケース	具体例
一時所得	退職に起因しない場合	・雇用形態変更により厚生年金保険の被保険者でなくなったことから当基金を資格喪失した際に支払われる一時金（※2、※3） ・事業所の基金脱退により当基金を資格喪失した際に支払われる一時金（※3）
	年金受給開始後に年金の一部に代える一時金を受給する場合	年金受給中に支払われる一時金（一部選択）
	70歳到達（誕生日前日）で資格喪失し、一時金を受給する場合	年齢到達による資格喪失時に支払われる一時金（※4）

※2　雇用形態の変更により当基金を資格喪失する場合は「退職」か「退職ではないか」を明確にするため、
「一時金裁定請求書」の赤枠印『 2. 私は引続き、会社に勤務します。』に必ず〇をしてください。

※3　退職金の支給がある場合は退職所得扱いとなります。

※4　誕生月の月末に退職する（給付時に退職していると見受けられる）場合は退職所得扱いとなります。